

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### <目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

##### 1-1 行動計画の見直し

区は、政府行動計画及び都行動計画に基づき、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた本行動計画を見直していく。【総務部、健康部】

##### 1-2 実践的な訓練の実施

区は、政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。【総務部、健康部】

##### 1-3 体制整備・強化

- ① 区は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、区における取組体制を整備・強化するため、業務継続マニュアルの改定等を進める。【各部】
- ② 区は、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材、職員等について、キャリア形成の支援等を行いながら、訓練や養成等を推進する。【総務部、健康部】
- ③ 区は、有事において迅速に情報提供・共有を行い、助言を得ることができるよう、医療、公衆衛生、社会経済等の感染症危機管理に関連する分野の専門家と平時から連携を強化する。【総務部、健康部】
- ④ 区として一体的・整合的ないわゆるワンボイス<sup>33</sup>での情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。【総務部、健康部】

<sup>33</sup> ワンボイスの原則とは、スポークスパーソンを一人に限定することではなく、危機管理を担う多様な情報源からであっても一貫した情報提供・共有をすることをいう。

- ⑤ 区は、平時から、都や国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「J I H S」という。）と連携し、区民に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。【健康部】
- ⑥ 区は、感染症危機管理における情報収集・分析について、国内外の関係者と連携し、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に収集・分析、解釈し、感染症対策における意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。  
【総務部、健康部】
- ⑦ 区は、特措法の定めのほか、区対策本部に関し、必要な事項を条例で定める<sup>34</sup>。【総務部】
- ⑧ 区は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。【総務部】
- ⑨ 区は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、職員等の養成等を行う。特に区は、国やJ I H Sの研修等を活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所の人材の確保や育成に努める。【健康部】

#### 1-4 区行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 区は、行動計画の作成・変更を実施する。区は、行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。【総務部】
- ② 区は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。【各部】
- ③ 区は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等の養成等を行う。国やJ I H S、都道府県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や地方衛生研究所等の人材の確保や育成に努める。【健康部】

#### 1-5 関係機関の連携の強化

- ① 区は国、都道府県、近隣自治体及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。【総務部、健康部】
- ② 区、都及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。【各部】

<sup>34</sup> 特措法第37条の規定により読み替えて準用する第26条

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

- ③ 区は、感染症法に基づき、東京都感染症対策連携協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針<sup>35</sup>等を踏まえた予防計画を策定・変更する。

なお、予防計画を策定・変更する際には、特措法に基づく行動計画、医療法に基づく医療計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る<sup>36</sup>。【健康部】

- ④ 区は、第3節（対応期）3-1-4に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について調整し、着実な準備を進める。【健康部】
- ⑤ 区は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、区市町村や医療機関、感染症試験研究等機関<sup>37</sup>等の民間機関に対して総合調整権限を行使し<sup>38</sup>、着実な準備を進める。【健康部】

---

<sup>35</sup> 感染症法第9条及び第10条第1項

<sup>36</sup> 感染症法第10条第18項の規定により準用する第8項

<sup>37</sup> 感染症法第15条第16項に定める感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行う機関をいう。以下同じ。

<sup>38</sup> 感染症法第63条の3第1項

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、区民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討や都が開催する会議等に基づき、必要に応じて江東区危機管理対策本部会議を開催し、区及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

## 2-1 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置

### 2-1-1 国からの情報収集

区は、厚生労働省や内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）及び都から、鳥等との接触歴がなく、持続的なヒト・ヒト感染の可能性が確認されるなど、新型インフルエンザ等の関連情報を入手した場合には、総務部と健康部の相互で情報共有し、必要に応じて区長に報告する。【総務部、健康部】

### 2-1-2 国内外の感染症情報収集等

- ① 区は、感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、その結果を都と共有する。【健康部】
- ② 区は、必要に応じて東京都感染症対策連携協議会の情報を基に、情報の収集・共有・分析を行うとともに、新型インフルエンザ等の区内発生を見据え、区の初動対応について検討を行う。【総務部、健康部】

### 2-1-3 法律上の感染症の類型決定についての情報収集

区は、国や都から、特措法、感染症法及び検疫法上の感染症の類型決定についての情報収集を積極的に行う。【総務部、健康部】

### 2-1-4 江東区危機管理対策本部会議の開催

区は、必要に応じて速やかに江東区危機管理対策本部会議を開催し、危機情報の連絡及び共有を行うとともに、危機に対処するための対応策の検討を行う。【総務部】

## 2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 区は、厚生労働省から新型インフルエンザ等が発生したと認める旨を公表することについての情報を入手した場合には、直ちに区長に報告するとともに、総務部と健康部の相互で情報共有する。【総務部、健康部】
- ② 区は、国が政府対策本部を設置した場合や、都が対策本部を設置した場合の情報を入手した場合には、直ちに区長に報告するとともに総務部と健康部の相互で情報共有する。

また、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【総務部、健康部】

- ③ 区は、必要に応じて、第1節（準備期）「1-2 実践的な訓練の実施」「1-3 体制整備・強化」「1-4 区行動計画等の作成や体制整備・強化」を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【政策経営部、総務部、健康部】
- ④ 区は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。【健康部】

## 2-3 区対策本部の設置・開催等

区は、特措法に基づき、府県対策本部や都府県対策本部が設置された場合には、速やかに区対策本部を設置・開催し、区対策本部の名称、設置予定期間、構成員等を区議会に連絡するとともに、公表する。【総務部】

なお、区対策本部については、第3部第1章（区における危機管理体制）の記載内容を参照する。

### 2-3-1 区対策本部設置等の情報提供

- ① 区は、事態及び区対策本部設置等について、記者会見、報道機関への情報提供、ホームページへの掲載、SNSでの発信等を通じて区民や事業者等に対し、迅速かつ積極的に情報提供を行う。【政策経営部、総務部】
- ② 区は、区の対応について国、都、特措法に基づく指定（地方）公共機関、医療機関等に迅速かつ的確に情報提供・共有し、今後の対応について関係機関と緊密に連携していく。【総務部、健康部】

### 2-3-2 区対策本部設置に当たっての全庁を挙げた体制の構築

- ① 区は、事態の推移に応じて必要となる要員を柔軟かつ的確に確保し、全庁を挙げた体制を構築する。【政策経営部、総務部】
- ② 区の各部は、部のBCMに基づき既存業務を精査し、応援要員を確保するとともに、職員が感染により不足しても継続業務を執行できる体制を構築する。【各部】
- ③ 区の各部は、府県対策本部が基本的対処方針に基づき具体的な対策を決定するまでの間、具体の対応を感染症の性質や事態の推移に応じて柔軟かつ的確に実施する。【各部】

### 2-3-3 新型インフルエンザ等の水際対策を行う検疫所等との連携

- ① 区は、海外からの感染症の侵入を防ぐため、都と連携して、検疫所及び管内に所在する港湾・空港関係機関との連絡体制を確認する。【政策経営部、総務部、健康部】

- ② 区は、海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者発生  
の連絡を受けた場合に備え、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査、隔離・停留等に連  
携・協力する準備を行う。【健康部】

#### 2-4 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

区は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要  
となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。また、必要に応じて、国の財政支  
援の活用も踏まえ、対策に要する経費について地方債を発行する<sup>39</sup>ことを検討し、所要の準  
備を行う。【政策経営部】

---

<sup>39</sup> 特措法第70条の2第1項

### 第3節 対応期

#### <目的>

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束<sup>40</sup>するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに区民生活及び区民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

#### 3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1 対策の実施体制

- ① 区は、国が定める基本的対処方針及びJ I H Sから提供される感染症の特徴に関する情報、都から提供される感染症対策に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、区民生活や区民経済に関する情報等に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【各部】
- ② 区は、都や東京都健康安全研究センターとも連携し、区内の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備した上で、収集した情報やリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【健康部】
- ③ 区は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。【各部】

##### 3-1-2 国による総合調整及び指示

- ① 国から、基本的対処方針に基づき、都道府県及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整<sup>41</sup>が行われた場合、都はそれを実行する。

また、新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、当該総合調整に基づく所要の措置が実施されず、都道府県及び指定公共機関における緊急かつ一体的な対策が行われる必要がある等、

<sup>40</sup> 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

<sup>41</sup> 特措法第20条第1項

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において国は必要な指示<sup>42</sup>を実行することとしている。

- ② 当該総合調整及び指示は、地方公共団体等における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施することにより、他の地方公共団体や全国へのまん延を防止することを目的として実施されるものである。例えば、地方公共団体間で、施設の使用制限や営業時間の短縮等の措置の実施の方針が異なり、全国的な感染拡大の防止を実効的に行う観点から当該地方公共団体において一体的な対策を講ずる必要がある場合等に行われることが考えられる。
- ③ 感染症法に基づき、都道府県等の区域を越えて人材確保又は移送を行う必要がある場合等において、国から都に対して、まん延防止のために必要な措置に関する総合調整<sup>43</sup>が行われた場合、都はそれを実行する。あわせて都は、都が感染症法等に定める事務の管理等を適切に行わない場合において、全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、国から行われた指示<sup>44</sup>を実行する。

### 3-1-3 都による総合調整

- ① 新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都及び関係区市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する都の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等を行うこととしている<sup>45</sup>。
- ② 区は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行うよう都に要請する<sup>46</sup>。あわせて、区は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示<sup>47</sup>がされたときは、それを実行する。【健康部】

### 3-1-4 職員の派遣・応援への対応

- ① 区は、新型インフルエンザ等のまん延により、全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、都に対し特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。【総務部、健康部】

<sup>42</sup> 特措法第20条第3項。なお、J I H S以外の指定公共機関に対する指示は、緊急事態宣言時のみ可能である（特措法第33条第1項）。

<sup>43</sup> 感染症法第44条の5第1項、第44条の8又は第51条の4第1項

<sup>44</sup> 感染症法第51条の5第1項又は第63条の2第2項

<sup>45</sup> 特措法第24条第1項

<sup>46</sup> 感染症法第63条の3第2項

<sup>47</sup> 感染症法第63条の4

- ② 区は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村又は都に対して応援を求める。【総務部、健康部】

### 3-1-5 必要な財政上の措置

区は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>48</sup>し、必要な対策を実施する。【政策経営部】

## 3-2 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等

まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施に係る手続等については、以下のとおりとする。

なお、これらの措置の実施に係る考え方等については、第6章（まん延防止）の記載を参照する。

### 3-2-1 まん延防止等重点措置の公示

#### 3-2-1-1 まん延防止等重点措置の公示までの手続等

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況又は都道府県からの要請等も踏まえ、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針を変更するとともに、まん延防止等重点措置の公示等<sup>49</sup>を行う。まん延防止等重点措置の公示は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、都道府県の特定の区域において感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨を示すものである。

国等による、まん延防止等重点措置の実施の手続は、以下のとおりである。

#### 3-2-1-1-1 関係情報の報告

国及びJ I H Sは、準備期及び初動期から実施している国内外からの情報を収集し、分析する体制について、その時々必要性に応じて、その情報収集・分析の方法や体制を柔軟に変化させ、専門家等の意見も聴きつつ、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置の実施の判断に必要な関係情報を政府対策本部長に報告する。

#### 3-2-1-1-2 推進会議への意見聴取

国は、まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、推進会議の意見を聴く<sup>50</sup>。

---

<sup>48</sup> 特措法第70条の2第1項

<sup>49</sup> 特措法第31条の6第1項

<sup>50</sup> 特措法第18条第4項及び第5項

#### 3-2-1-1-3 まん延防止等重点措置の決定

国は、まん延防止等重点措置を実施することを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する推進会議の意見を踏まえ、変更案を決定する。

#### 3-2-1-1-4 公示等

国は、まん延防止等重点措置の公示を行うとともに、基本的対処方針を変更する。

#### 3-2-1-2 期間及び区域の指定

国は、まん延防止等重点措置を実施すべき期間及び区域を公示する<sup>51</sup>。また、公示する区域については、発生区域の存在する都道府県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定が可能であることにも留意する。

#### 3-2-1-3 都による要請又は命令

都は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>52</sup>こととしている。

#### 3-2-1-4 まん延防止等重点措置を実施する必要のある事態の終了

国は、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなつたと認めるときは、推進会議の意見を聴いて、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要のある事態が終了した旨を公示する<sup>53</sup>。

#### 3-2-2 緊急事態宣言の手続

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいい、以下「緊急事態宣言」という。）は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言を行うまでの手続、期間や区域の公示及び解除の手続等については、上記「3-2-1 まん延防止等重点措置の公示」のまん延防止等重点措置の手続と同様であるが、異なる点は以下のとおりである。

---

<sup>51</sup> 特措法第31条の6第1項

<sup>52</sup> 特措法第31条の8第4項

<sup>53</sup> 特措法第31条の6第4項

- ① 国は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する<sup>54</sup>。また、国は、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告する<sup>55</sup>。
- ② 区は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに区対策本部を設置する<sup>56</sup>。区は、区の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>57</sup>。【総務部、健康部】

### 3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

#### 3-3-1 政府対策本部、都対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザに患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し、その旨を国会に報告するとともに、公示する。都対策本部は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく廃止する<sup>58</sup>。

#### 3-3-2 区対策本部の廃止

区は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく区対策本部を廃止<sup>59</sup>する。【総務部】

---

<sup>54</sup> 特措法第32条第1項及び第3項

<sup>55</sup> 特措法第32条第5項

<sup>56</sup> 特措法第34条第1項

<sup>57</sup> 特措法第36条第1項

<sup>58</sup> 特措法第25条

<sup>59</sup> 特措法第37条を準用した同法第25条